

# 平成 30 年度診療報酬改定関係資料 (歯科・調剤)

この資料は、関係者の準備に資することを目的として、現段階の案を掲載したものです。今後、変更があり得るので、官報及び通知の内容を改めてご確認ください。

平成 30 年 3 月  
厚生労働省保険局医療課

<p>【フック、スパー(1個につき)】 [名称]</p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴】</p> <p>1 ブリッジ形態のもの(3分の1顎につき) 18,000点</p> <p>2 床義歯形態のもの(1顎につき) 13,000点</p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴物修理(1装置につき)】</p> <p>注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。</p> <p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>1 硬質材料を用いる場合(略)</p> <p>2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1,400点(略)</p> <p>注3 保険医療材料料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。</p>	<p>【間接支台装置(1個につき)】 (名称変更)</p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴】</p> <p>1 ブリッジ形態のもの(3分の1顎につき) 20,000点</p> <p>2 床義歯形態のもの(1顎につき) 15,000点</p> <p>【広範囲顎骨支持型補綴物修理(1装置につき)】</p> <p>注 保険医療材料料(別に厚生労働大臣が定める保険医療材料料を除く。)は、所定点数に含まれる。</p> <p>【有床義歯内面適合法】</p> <p>1 硬質材料を用いる場合(略)</p> <p>2 軟質材料を用いる場合(1顎につき) 1,200点</p> <p>注3 <u>1</u>については、保険医療材料料(人工歯料を除く。)は、所定点数に含まれる。</p>
---	--

⑤ 歯科矯正に関する技術

現 行	改定案
<p>【別に厚生労働大臣が定める疾患】 (新設)</p>	<p>【別に厚生労働大臣が定める疾患】</p> <p>① 筋ジストロフィー</p> <p>② 脊髄性筋萎縮症</p> <p>③ 3歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常(前歯部の骨性埋伏)</p>

<p>(新設)</p>	<p>歯によるものに限る。)</p> <p>④ <u>その他顎・口腔の先天異常に起因した咬合異常</u></p> <p>【スライディングプレート(1装置につき)】</p> <p style="text-align: right;">1,500点</p>
<p>(新設)</p> <p>【リトラクター(1装置につき)】</p> <p>注 スライディングプレートを製作した場合は、1,500点(保険医療材料等を含む。)を所定点数に加算する。</p>	<p>注 保険医療材料料は、所定点数に含まれる。</p> <p>【リトラクター(1装置につき)】</p> <p>注 スライディングプレートを製作した場合は、1,500点(保険医療材料等を含む。)を所定点数に加算する。<u>ただし、この場合において、区分番号N012-2に掲げるスライディングプレートは別に算定できない。</u></p>

(新) 牽引装置 (1個につき) 500点

[算定要件]

- (1) 埋伏歯開窓術を行った歯に対し、牽引装置を装着した場合に算定する。
  - (2) ダイレクトボンドブラケットは所定点数に含まれ別に算定できない。
  - (3) 保険医療材料料は所定点数に含まれる。
- (3) 医療の高度化等に対応する観点から、先進医療会議における検討結果を踏まえ、先進医療の保険導入を行う。
- ① 金属代替材料としてグラスファイバーで補強された高強度のコンポジットレジンを用いた3ユニットブリッジ治療を評価する。

(新) 高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) 2,500点